

## < 最近の話題 > 調剤報酬改定情報(3) - 服薬管理指導料について -

### ☞ 服薬管理指導料（現行の「薬剤服用歴管理指導料」）

	現 行	改定後	増 減
1 原則3か月以内に再度の処方箋持参患者	43点	45点	2点↑
2 1の患者以外（手帳提示のない患者を含む）	57点	59点	2点↑
3 特別養護老人ホーム入所患者を訪問	43点	45点	2点↑
4 情報通信機器を用いた服薬指導（オンライン服薬指導）	43点	—	—
・原則3か月以内に再度の処方箋持参患者	—	45点	2点↑
・上記患者以外	—	59点	16点↑

【算定要件】 現行と改定後で、特に異なる算定要件の比較

現 行	改定後
<p>注1 1及び2については、・・・ただし、1の患者であって手帳を <b>持参</b>していない者 に対して、次にあげる指導等のすべてを行った場合は、2により算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 服薬状況等の情報を踏まえた薬学的知見に基づき、<u>直接患者又はその家族等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき薬剤の服用などに関して必要な指導を行うこと。</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ <u>患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者又はその家族等からの情報により、</u>これまでに投薬された薬剤のうち服薬していない物の有無の確認を行うこと。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(フォローアップに関する内容が追加されて新設) →</p>	<p>注1 1及び2については、・・・ただし、1の患者であって手帳を <b>提示</b>しない者 に対して、次にあげる指導等のすべてを行った場合は、2により算定する。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>服薬状況等の情報を踏まえた薬学的知見に基づき、</u>処方された薬剤について、薬剤の服用などに関して必要な指導を行うこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ これまでに投薬された薬剤のうち服薬していない物の有無の確認に基づき、<b>必要な指導</b>を行うこと。</p> <p>ホ (略)</p> <p>ハ <u>処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導などを実施すること。</u></p>
<p>2 3については、・・・・・・・・。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 処方された薬剤について、<u>患者等から服薬状況等の情報を収集して薬剤服用歴に記録し、これに基づき</u>薬剤の服用などに関して必要な指導を行うこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ <u>患者ごとに作成された薬剤服用歴や、患者等からの情報により、</u>これまでに投薬された薬剤のうち服薬していない物の有無の確認を行うこと。</p> <p>ホ (略)</p> <p>(フォローアップに関する内容が追加されて新設) →</p>	<p>2 3については、・・・・・・・・。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>服薬状況等の情報を踏まえた薬学的知見に基づき、</u>処方された薬剤について、薬剤の服用などに関して必要な指導を行うこと。</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ これまでに投薬された薬剤のうち服薬していない物の有無の確認に基づき、<b>必要な指導</b>を行うこと。</p> <p>ホ (略)</p> <p>ハ <u>処方された薬剤について、保険薬剤師が必要と認める場合は、患者の薬剤の使用の状況等を継続的かつ的確に把握するとともに、必要な指導などを実施すること。</u></p>
<p>3・4 (略)</p>	<p>3・4 (略)</p>
<p>5 <u>薬剤服用歴に基づき、重複投薬、相互作用の防止などの目的で、処方医に対して紹介を行い、処方に変更が行われた場合は、重複投薬・相互作用等防止加算として、次に掲げる点数をそれぞれ所定点数に加算する。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>※ 薬歴への記録や、患者等からの情報収集の要件は、「調剤管理料」へ移行した。</p>

### ☞ 服薬管理指導料の特例（かかりつけ薬剤師と連携する他の薬剤師が対応した場合）：59点（新設）

- ・直近の調剤において、かかりつけ薬剤師指導料を算定した患者に対して、やむを得ず同じ薬局の他の薬剤師が連携して指導などを行う場合に算定
- ・かかりつけ薬剤師と連携して指導などを行う薬剤師は、十分な経験を有する薬剤師であること。